（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第五十二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（次条において「平成十九年改正前施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第15号の3 （表） ○○共済組合高齢受給者証 令和　年　月　日交付 記号　番号　（枝番） 組合員　氏名　男女 生年月日　昭和 平成 令和　年　月　日 対象者　氏名　男女 生年月日　昭和 平成 令和　年　月　日 住所 発効年月日　令和　年　月　日 有効期限　令和　年　月　日 一部負担金の割合 発行機関　所在地 組合（保険者）番号名称及び印 （裏） ［略］ 備考　［略］	**別紙様式第15号の3** （表） ○○共済組合高齢受給者証 令和　年　月　日交付 記号　番号 組合員　氏名　男女 生年月日　昭和 平成 令和　年　月　日 対象者　氏名　男女 生年月日　昭和 平成 令和　年　月　日 住所 発効年月日　令和　年　月　日 有効期限　令和　年　月　日 一部負担金の割合 発行機関　所在地 組合（保険者）番号名称及び印 （裏） ［同左］ 備考　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。